

第1号議案

豊後大野市行政組織条例の一部改正について

豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋本祐輔

提案理由

課の新設及び分掌事務の変更に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政組織条例（平成 23 年豊後大野市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「税務課」を「^{「税務課}
地域創生課」に改める。

第 2 条の表税務課の項の次に次のように加える。

地域創生課

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略等に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。

第 2 条の表まちづくり推進課の項中

- 「
- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
 - (2) 地域振興に関すること。
 - (3) 広域行政に関すること。
 - (4) 総合交通対策に関すること。
 - (5) 統計に関すること。
 - (6) 男女共同参画に関すること。
 - (7) 文化、芸術振興に関すること。
 - (8) 国際交流、地域間交流に関すること。
- 」

「

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 総合交通対策に関すること。

を (3) 統計に関すること。 に改め、同表人権推進同和対策課の部

- (4) 文化、芸術振興に関すること。
- (5) 国際交流、地域間交流に関すること。

」

(1)の項の次に次のように加える。

- (2) 男女共同参画に関すること。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。